

## ざま災害ボランティアネットワーク規約

(名 称)

第1条 本ネットワークは、ざま災害ボランティアネットワーク (Zama Saigai Volunteer Network [英字略称 **ZSVN**]) (以下「ネットワーク」という。) と称します。

(事務所所在地)

第2条 ネットワークの事務所を「ざま災害ボランティアネットワーク代表自宅」に置きます。

(目 的)

第3条 座間市および周辺地域で大規模災害が発生した時、座間市社会福祉協議会と連携して災害ボランティアセンターを立ち上げ、被災市民を救援するために市内ならびに他地域より駆けつける災害救援ボランティアの受け入れと、送り出し作業を行います。

2、会員は、被災市民の支援ニーズを収集・分析し、登録された災害救援ボランティアの希望活動分野やボランティアの専門的スキルなどを勘案します。

これにより、救援者と要支援者の要望の突合せを行い、円滑かつ効果的な災害救援や支援活動が行われるために必要な活動を行います。

3、会員は関係公的機関 (市および社会福祉協議会など) と連携し、平時からお互いの立場を尊重しながら、分野を超えた幅広い交流を持ち互いに学びあいます。

それにより、災害時の救援活動に必要な知識やスキルの習得、習熟を図るとともに、いつでも救援活動にボランティアとして協力することができるネットワークの維持・向上に努めます。

4、市ならびに防災機関が行う各種の防災訓練や応急手当訓練、学校防災活動などに積極的に協力するとともに、要請に応じて自主防災会などの活動の支援を行います。

(活動の種類)

第4条 ネットワークは、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の活動を行います。

1、平時の活動

(1) ネットワーク活動に賛同する個人、団体および企業会員を迎えるための諸活動

(2) 個人、団体会員ならびに企業会員の連携のための情報交換を行い、会員同士が顔の見える関係を作るための活動の推進

(3) 市民や青少年に対する減災活動などの啓発講座や、各種訓練への参加協力

(4) 災害時を想定した災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練、センターの運営訓練を通じて災害救援コーディネーターなどの人材育成の推進

(5) 災害時のボランティア活動に対する行政などとのパートナーシップの構築とボランティアの視点から見た減災施策の提言

(6) 神奈川災害ボランティアネットワーク、災害救援ボランティア推進委員会ならびに他地域災害ボランティアネットワークなどとの連携および広域的な相互協力の推進

(7) その他、ネットワークの目的達成のために必要な活動

2、災害時の活動

(1) 会員は、わが身と家族の安全を確保した後に、被災状況を確認して、可能な範囲で活動拠点へ参集し、座間市社会福祉協議会と連携して災害ボランティアセンターの立ち上げおよびその運営に当たる。

(2) 神奈川県内および近隣地域の災害支援活動の実施

(3) 国内、外国における大災害に対する後方支援として必要に応じて募金活動などを行う。

(会 員)

第5条 ネットワークは、個人（活動会員・サポーター会員）、団体ならびに企業の会員によって構成します。

2、サポーター会員は、本会の活動の趣旨に賛同し会費などの協力や、災害発生時には会員の出来る範囲で後方活動に協力していただける方などをいいます。

3、会員は、ネットワークの目的を達成するために必要な活動、支援活動および協力を行います。

(入 会)

第6条 入会を希望する者は、入会申込書（様式1）により申し込むものとします。また、満18歳未満の個人入会希望者は保護者の同意書を提出するものとします。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が会費を未納入のとき、当該年度末を以って会員の資格を喪失したものとみなします。

(退 会)

第8条 退会しようとする会員は、退会届（様式2）を提出して任意に退会することが出来ます。

(会費および抛出金品の不返還)

第9条 会員が退会するとき、既納の会費および抛出した金品は返還しません。

(役 員)

第10条 ネットワークに次の役員をおきます。

- (1) 代 表 1名
- (2) 副代表 2名
- (3) 会 計 2名
- (4) 顧 問 必要に応じて若干名

(役員を選任および職務)

第11条 役員は、総会において選任します。

- (1) 代表はネットワークを代表し、会務を統括します。
- (2) 副代表は、代表を補佐し代表に事故があるときには、その職務を代理します。
- (3) 会計は、ネットワークの会計の職務を行います。
- (4) 顧問は、役員会の諮問に対して助言を行います。

(監 事)

第12条 ネットワークの運営ならびに会計処理が規約に基づき適正に実行されているかについて監査を担当する監事を2名選任しその職務を委嘱します。

2、監事は、総会において選任します。

(役員ならびに監事の任期)

第13条 役員ならびに監事の任期は1年とし、再任は妨げません。

(事務局)

第14条 ネットワークの事務を処理するために事務局を設けます。

(総会の権限)

第15条 総会は、ネットワークの最高決議機関であり次の事項を審議、決議します。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支報告
- (3) 役員を選任
- (4) 運営委員の選任および事務局員の選任
- (5) 規約の改廃

(6) その他運営に関する重要事項

(総会の種類)

第16条 総会は、定期総会と臨時総会の2種類とし、いずれも代表が召集します。

(総会の構成)

第17条 総会は、会員を以って構成し、会員の過半数の出席で成立します。ただし、総会に出席することが出来ない会員は委任することが出来ます。

2、 総会の定足数は、出席会員数（サポート会員を除く）と委任状の数を以って充てるものとします。

(総会の開催時期)

第18条 定期総会は、事業年度が終わった日から30日以内に開催します。

2、 臨時総会は、開催の決定日より、14日以内に開催します。

(議長の選任)

第19条 議長は、出席者の出席会員の中から互選によって選任します。

(表決権)

第20条 総会の表決権は、会員（サポート会員を除く）すべて平等とします。

(議決)

第21条 総会の議事は出席者の過半数で決定し可否同数のときは議長が決めます。

(議事録)

第22条 議長は、書記を任命し、議事録の作成を指示します。

(役員会および運営委員会)

第23条 ネットワークの円滑な運営のために役員会および運営委員会を設置します。

(会の構成および機能)

第24条 役員会は、代表、副代表、会計の5名で構成し、総会で承認された事業計画の具体的な活動方針、活動内容および議案、提案事項の立案を行い、運営委員会に対して審議を付託します。

2、 運営委員会は、役員、運営委員、事務局員ならびに必要なに応じて、オブザーバー（関係行政機関職員など若干名）により構成し、付託された案件を審議し決議します。

3、 会員は運営委員会に参加し発言することが出来ます。ただし、議決権はありません。

4、 運営委員会は必要なに応じて専門委員会または専門委員をおくことができます。

5、 専門委員会または専門委員は会員の中より募ります。

(会の招集)

第25条 役員会、運営委員会は代表がこれを召集します。

(委員長)

第26条 役員会、運営委員会ともに委員長を置き役員会は代表が、運営委員会は代表もしくは代表が指名する者がこれを務めます。

(議決)

第27条 役員会、運営委員会とも、出席者の過半数の賛成で決めます。可否同数の時は委員長が決めます。

(議事録)

第28条 事務局員は、役員会、運営委員会の議事を記録し議事録にまとめます。

2、 会員は、いつでも議事録の閲覧が出来ます。

(会費)

第29条 会費は年額一口1,000円単位とし、指定日までに納入するものとします。

(1) 個人会員（活動会員） 1口以上（18歳未満の会員は1/2口）

〃 (サポーター会員) 1/2 口以上

(2) 団体会員 3 口以上

(3) 企業会員 3 口以上

(会 計)

第 30 条 会計は会計帳簿によって適正に処理します。

2、ネットワークの経費は、会費、協賛金およびその他の収入を以って充てます。

(資産の区分)

第 31 条 ネットワークの資産は、現金・預金通帳・耐久資材・耐久機材に区分します。

(資産の管理)

第 32 条 現金、預金通帳は、会計が管理します。

2、耐久資機材の管理は、運営委員会が台帳を作り管理します。

(事業計画および予算)

第 33 条 事業計画およびこれに伴う収支予算は代表が立案、作成し総会の承認を得るものとします。

(予備費の設定および使用)

第 34 条 事業計画の実行において、予算不足をきたしたときのために備えて予備費を設定し、総会の承認を得るものとします。

2、予備費の執行は、運営委員会の承認を得てこれを行います。

(事業報告および決算)

第 35 条 事業報告および収支報告書は事業年度終了後、代表が速やかに作成し監事の監査を受けて総会の議決を得るものとします。

(事業年度)

第 36 条 事業年度は 4 月 1 日より翌年の 3 月 31 日の 1 年間とします。

(規約の変更)

第 37 条 規約の変更は、運営委員会にて審議し決議した後、総会において議決します。

(個人情報の管理)

第 38 条 ネットワーク運営上の個人情報の取り扱い「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)」の定めるところによります。

(雑 則)

第 39 条 役員会、運営委員会ならびに事務局の運営については細則に定めます。

付 則

第 1 条 この規約は、2008 年(平成 20 年) 7 月 13 日から施行します。

第 2 条 設立年度の事業年度は、第 36 条の定めにかかわらず、設立の日から直近の 3 月 31 日までとします。